

## 第1回道路の不法占用対策に係る専門部会 議事概要

日時：平成24年4月25日(水) 10:00～11:45

場所：経済産業省 別館10階 1036号室

### 1. 議事概要

事務局より、資料1、資料2及び資料5について説明を行い、不法占用対策の実務者からのヒアリングを行った(資料3、資料4)。

### 2. 審議内容

審議における主な意見については以下のとおり。

#### (1) ヒアリングにおける実務者からの主な意見

##### ① 関東地方整備局

- ・ 不法占用の指導や広報活動等を行ってきたが、道路管理者のみの対策では限界に来ている。可能な限り職員の労力を少なくして、実効性のある制度を創設願いたい。

##### ② 大阪市

- ・ 現在の行政代執行は要件が非常に厳しいため、殆ど対応できていないのが実態であり、代執行要件の緩和が必要。
- ・ 自らの負担で綺麗なカラータイルを整備するなど、商店街が自立的に活動し、ルールを守ることが出来るのであれば特例的に占用許可を行い、ルールを守ることが出来ない場合は、効果的なペナルティを課すといった方法も考えていかなければならない。

#### (2) 各委員からの主な意見

- ・ 特例的な占用許可については参考になる。これまで、占用許可の抑制や、不法占用物件の撤去指導を行ってきたが、これからは抑制するだけではなく、占用許可を行うためのルール作りや道路管理者としての発想転換が課題。
- ・ 屋外広告物の出され方や種類など、地域的な違いがあるのが実態。地域特性に応じた特例的な運用も必要になってくる。
- ・ 行政代執行をうまく活用することが非常に大事だが、広告物の撤去程度であれば、あまり高いハードルを設けなくてもよいと考えている。